

青森県報

第二千四百五十八号

平成十七年
三月二十八日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(果り樹ん課) …… 一

訓 令

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令……………(県民生活課) …… 二

告 示

五所川原市の設置に伴う人口……………(市興町課) …… 二

外ヶ浜町の設置に伴う人口……………(同) …… 二

藤崎町の設置に伴う人口……………(同) …… 二

中泊町の設置に伴う人口……………(同) …… 三

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更……………(同) …… 三

字区域の変更……………(同) …… 三

証紙売りさばぎ人の売りさばぎ場所の変更……………(出納課) …… 四

公 告

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) …… 四

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) …… 五

右 同……………(弘前県土整備事務所) …… 五

規 則

青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県りんご黒星病及びりんごふらん病まん延防止条例施行規則(昭和四十七年十月青森県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

「この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、青森県知事に対して異議申立てをすることができる。」

「この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による異議申立てをすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算し

右	同……………	(八戸県土整備事務所) …… 五
右	同……………	(同) …… 六
右	同……………	(十和田県土整備事務所) …… 六
出先機関	……………	(三戸農林水産事務所) …… 六

土地改良区の役員の退任……………

て6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができません。ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てを行つた場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければならぬこととされています。」

改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程の一部を改正する訓令

青森県交通事故相談員の設置等に関する規程（昭和四十二年七月青森県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第三条第二項第三号中「又は社会福祉関係」を「社会福祉関係等」に改める。

第五条第二項及び第三項を削る。

第六条第三項中「午前九時から午後四時までとする」を「一週間につき三十時間以内において課長が定める」に改める。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第二百一十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月二十八日から、五所川原市、北津軽郡金木町及び同郡市浦村を廃し、その区域をもつて五所川原市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項及び第一百七十七条第一項の規定による北津軽郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

北津軽郡 四万七千九百六十人

五所川原市 六万三千二百八人

青森県告示第二百一十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月二十八日から、東津軽郡蟹田町、同郡平館村及び同郡三厩村を廃し、その区域をもつて東津軽郡外ヶ浜町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

外ヶ浜町 九千七百七十人

青森県告示第二百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七

年三月二十八日から、南津軽郡藤崎町及び同郡常盤村を廃し、その区域をもって南津軽郡藤崎町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

藤崎町 一万六千八百五十八人

青森県告示第二百二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月二十八日から、北津軽郡中里町及び同郡小泊村を廃し、その区域をもって北津軽郡中泊町を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十七条第一項の規定による同町の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

中泊町 一万五千三百二十五人

青森県告示第二百二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、深浦町長から深浦町の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二七の一、二七の八から二七の一〇まで、二七の三四、六〇に隣接する公有水面埋立地並びに字汐干浜二四の九、二六の一六、二七の四、二七の一八、二七の二〇から二七の二二まで、二七の二五、二七の四二、二八の三、三五の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地

二九、一三二・一四平方メートル

青森県告示第二百二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡東通村大字白糠字前坂下三四の二六に隣接する国有地で、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次のK・二四八の点からK・二五〇の点までの点を順次連結する線及びK・二四八の点とK・二五〇の点を結ぶ線で囲まれる区域を大字白糠字前坂下に編入する。

K・二四八	点	X座標	+ 一三一三四〇・七四メートル
		Y座標	+ 四七二二一・七〇メートル
K・二三八	点	X座標	+ 一三二三九六・八〇メートル
		Y座標	+ 四七二二七・六九メートル
K・二三九	点	X座標	+ 一三一四六三・一四メートル
		Y座標	+ 四七一三八・三一メートル
K・二四〇	点	X座標	+ 一三一五五三・〇七メートル
		Y座標	+ 四七一四四・二二メートル
K・二四一	点	X座標	+ 一三一六七六・一〇メートル
		Y座標	+ 四七一六三・一〇メートル
K・二四二	点	X座標	+ 一三一七五五・五三メートル
		Y座標	+ 四七一七〇・六〇メートル
K・二四三	点	X座標	+ 一三一八五五・五六メートル
		Y座標	+ 四七一七〇・五九メートル
K・二四四	点	X座標	+ 一三一九三〇・一一メートル
		Y座標	+ 四七一八六・五六メートル

K・七六	点	Y座標	+ 四七二二〇・五六メートル
K・七七	点	X座標	+ 一三三三六・四三メートル
K・七七	点	Y座標	+ 四七二二九・三九メートル
K・七八	点	X座標	+ 一三一四一・五・六四メートル
K・七八	点	Y座標	+ 四七二二八・八三メートル
K・七九	点	X座標	+ 一三一四六・四・七四メートル
K・七九	点	Y座標	+ 四七二三三・八九メートル
K・八〇	点	X座標	+ 一三一五五・三・三〇メートル
K・八〇	点	Y座標	+ 四七二三三・三三メートル
K・八一	点	X座標	+ 一三一六一・五・一五メートル
K・八一	点	Y座標	+ 四七二四〇・八六メートル
K・八二	点	X座標	+ 一三一六六・三・七〇メートル
K・八二	点	Y座標	+ 四七二五三・一九メートル
K・八三	点	X座標	+ 一三一七二・九四メートル
K・八三	点	Y座標	+ 四七二七〇・七五メートル
K・八四	点	X座標	+ 一三一七二・一五メートル
K・八四	点	Y座標	+ 四七二七五・一八メートル
K・八五	点	X座標	+ 一三一八二・二〇メートル
K・八五	点	Y座標	+ 四七二八〇・四四メートル
K・八六	点	X座標	+ 一三一八六・一〇メートル
K・八六	点	Y座標	+ 四七二九〇・五八メートル
K・六八	点	X座標	+ 一三一九〇・九・四一メートル
K・六八	点	Y座標	+ 四七二九九・二七メートル
K・二五四	点	X座標	+ 一三一九九・七・二九メートル
K・二五四	点	Y座標	+ 四七三〇四・八九メートル
K・二五三	点	X座標	+ 一三一九九・七・二二メートル
K・二五三	点	Y座標	+ 四七三〇四・八九メートル
K・二五一	点	X座標	+ 一三二〇一・八・五六メートル
K・二五一	点	Y座標	+ 四七二〇四・八九メートル
K・二四五	点	X座標	+ 一三一九六・八・八六メートル
K・二四五	点	Y座標	+ 四七一九六・七三メートル

K・七五	点	X座標	+ 一三三三四・三六メートル
K・七五	点	Y座標	+ 四七二〇八・四九メートル
K・二五〇	点	X座標	+ 一三三三四・三〇メートル
K・二五〇	点	Y座標	+ 四七二〇七・八四メートル

青森県告示第二百二十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
 - むつ市横迎二丁目一の一三五
 - はまなす農業協同組合
- 二 変更内容
 - 1 (一) 変更前の売りさばき場所
 - 下北郡川内町大字川内字川内一七六
 - (二) 変更後の売りさばき場所
 - むつ市川内町川内一七六
 - 2 (一) 変更前の売りさばき場所
 - 下北郡脇野沢村大字脇野沢字渡向三一五
 - (二) 変更後の売りさばき場所
 - むつ市脇野沢渡向三一五

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律

第百号) 第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
三沢市大字三沢字堀口一七の二二、一七の二三、一七の二四の一部、一七の二八の一部、一七の二九から一七の三四まで、一七の三六、一七の三七及び一七の三四、字堀口一七の二四外(国有財産)	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一四一 ホームマック株式会社

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社青森アオイ
 - 二 代表者の氏名 佐藤 シツ
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市奥野三丁目一四の三九
 - 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一五八二四号
 - 五 取消年月日 平成十七年三月十七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 板金工業業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成十七年二月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社丸一建設
- 二 代表者の氏名 相馬 弘子
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字八代町八の二四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第二四九二号
- 五 取消年月日 平成十七年三月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年二月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高島屋書店
- 二 氏名 高島 源一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市小中野五丁目一〇の二二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第七八六号
- 五 取消年月日 平成十七年三月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 内装仕上工業業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成十七年二月十二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

建設業者の許可の取消し

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社モリ興産

二 代表者の氏名 鈴木 巧

三 主たる営業所の所在地 八戸市南類家二丁目二五の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第三〇〇九三号

五 取消年月日 平成十七年三月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 山田興業

二 氏名 山田 俊彦

三 主たる営業所の所在地 三沢市栄町二丁目三一の二二三六

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第五〇〇二二三号

五 取消年月日 平成十七年三月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、馬淵川土地改良区から、次のとおり役員の前届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年三月二十八日

三戸地方農林水産事務所長 奈良岡 修 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	田端 隆信	八戸市大字尻内町字田端一四	平成十七・三

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭